

## 長野県行政機構審議会（第4回）議事録

- 開催日時 平成27年11月17日（月）午後2時～
- 開催場所 佐久合同庁舎 5階 講堂
- 出席委員 樋口委員 伊藤委員 岡田委員 織委員 北村委員 腰原委員  
才川委員 清水委員 中山委員 三木委員 山田委員
- 県出席者 原山総務部長 井出行政改革課長 清水佐久地方事務所長  
小林佐久保健福祉事務所長 宮原佐久建設事務所長

### 1 開 会

（事務局）

ただいまから、第4回「長野県行政機構審議会」を開会いたします。今回は佐久地域での開催とさせていただいております。委員の皆様には、ご多忙中のところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は11名の委員の皆様にお集まりいただいております。大石委員、大槻委員、中條委員、それから山浦委員におかれましては、所用によりご欠席の連絡をちょうだいしておりますので、ご報告いたします。

なお、本日の審議会はおおむね4時の終了をめどにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それではこれより審議に入らせていただきますが、進行につきましては、審議会条例第6条に基づきまして、樋口会長をお願いいたします。

### 2 議 事

#### （1）佐久地域の現地機関の長との意見交換

（樋口会長）

樋口でございます。では、これより私が議事を進行させていただきます。本日も実り多い審議ができますよう、皆様のご協力をお願いいたします。本日の議題は、お手元に配付されております会議次第のとおりでございます。

それでは、議事の（1）ですが、佐久地域の現地機関の長との意見交換に入りたいと思います。本日は、佐久地方事務所長、佐久保健福祉事務所長、佐久建設事務所長の皆様にご出席いただいております。

初めに所長の皆様から、お一人5分程度で順次ご説明をいただきたいと思います。その後、一括して委員の皆様から質疑等を行っていただき、おおむね2時、ちょっと時間が短

くて恐縮ですが、2時45分ごろに終了したいと思います。

それでは早速ですが、まず佐久地方事務所、清水所長さんからお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

(清水佐久地方事務所長)

佐久地方事務所長の清水でございます。どうぞよろしくをお願いをいたします。

お手元の資料1-1をお開きいただきたいと思います。ページでいうと2ページです。事前にお配りしてあるということですので、特に追加的に説明をつけ加えていきたいというふうに思います。

まず地域の概要のところであります。地域の概要ですけれども、佐久地域、ここに記載のとおり、もともと北佐久、南佐久に分かれてたものを平成元年に統合しているということで、非常に広い地域であります。南北で60キロ、東西で45キロで、1,600平方キロメートルということで、また標高差も結構ございまして、市役所と町村役場で比較しても、高いところと低いところで500メートルぐらい、集落に至っては900メートル以上、差があるのではないかと思います。

そのようなことなので、そこに記載のとおりであります。地勢的に見ても産業構造的に見ても、また多分、歴史的に見ても非常に多様な、そういった地域ということで、実際、平成の合併後でも11市町村がある地域でございます。

次に主な取組みですが、課別に幾つかトピック的に書かせていただきました。このところは次のページ、ちょうど見開きになっていると思いますが、3ページに地方事務所の主な組織と業務、それから課は下のところに、ちょっと数字が小さいですけれども、金額と、それから人数が入れてあって、主な業務がどんな業務で、何人で幾らぐらいの予算で仕事をしているというのを書いたもので、全体像はこんな感じかなというふうにごらんをいただければと思います。

それから2ページに戻りまして、真ん中の箱ですけれども、現地機関相互の連携や本庁との連携など、組織運営上の課題ということで、3点ほど書きました。

ちょっと言葉が足りないかなというふうに反省をしております。まず1個目の点のところですが、さまざまな意思決定が縦ラインで行われているということ、その業務はたくさんあるわけですが、部局単位で完結している場合には、非常にシンプルになっているかなということをお願いを言いたくて、縦ラインでやっていることで迅速・効率的というのはそういう意味なんです。その反面で、所内の各課ですとか、ほかの機関と連携しようとする、ある程度意識してやらないといけなくなること。

それから2つ目ですけれども、この横のライン、便宜的に縦横というふうに言わせていただきますけれども、横のラインをあまり重視すると、組織が重層的になって、意思決定が遅くなるような面もあるのではないかと考えております。

組織上の課題という意味では、ほかにもいろいろな視点、論点あるんだろうと思うんで

すけれども、絶対これが正しいという組織、機構はなかなかないというふうに思っておりまして、変更すると、そのことによって得られるものもあれば、失われるものもあるという、その二つがまたトレードオフ（Trade-off：一方を得れば、他方を失う）の関係になっていると思うので、そのバランスをどう考えていくかというのが非常に難しい点かなと思って書かせていただきました。

その下、市町村支援ですけれども、ポイントだけ申し上げますと、今年、特に地方創生という年になっていることもあって、当初、特に管内、小さい自治体を抱えておりますので、市町村ごとに担当を決めて個別支援、支援というところちょっとおこがましいですけれども、お手伝いをさせていただいたというようなことを書かせていただきました。地方事務所からの説明は以上でございます。

（樋口会長）

ありがとうございました。続きまして、佐久保健福祉事務所の小林所長さんからお願いしたいと思います。

（小林佐久保健福祉事務所長）

お世話になります、佐久保健福祉事務所の小林と申します。座って失礼いたします。

私の資料は4ページ、5ページになります。5ページは業務の全体像ということですので、またご覧をいただければと思います。

4ページになりますけれども、地域の課題、保健医療福祉の機関としてさまざまありますけれども、実は佐久地域は医療の問題がやはりますます大きいかなと思ってございまして、地域医療の先進的な病院もありますけれども、全国的な医療情勢の厳しい中で、やはりこの地域においても救急であったりとか、医療介護の連携等が私どもにとっては大きなテーマとしてありますので、そんなところに取り組んでおります。

それから一番下に黒丸で高齢者の社会参加ということで、また後ほども触れますけれども、2025年問題等もございまして、私どもとしては保健という観点から、元気な高齢者にいつまでも元気でいていただく、そんな施策も積極的に取り組んでいるところであります。

2つ目の現地機関相互の連携ですけれども、これはいろいろな分野で実は非常に連携をしているという意味で、まず1つは、私どもが中心になって行う業務、感染症であったりとか健康づくり、あるいは医療等ございまして、また他機関が中心になって行う業務に私どもが参画をしているということで、災害であったりとか、先日も鳥インフルエンザの関係で、農政部が中心ですけれども、私どももそこに参画をしたというようなことで、現地機関相互の連携というのは、私どもから見ている限りでは、よくとれているなというふうに思っております。

一つ飛んで、組織運営上の課題ですけれども、ご案内のとおり、私どもは実は看板が3つございまして、保健所、それから保健福祉事務所、それから福祉事務所と3つの看板が

ございまして、それぞれ法律に基づいて使い分けをしているんですけれども、まだ混乱が続いている状況ではあります。

ただ、さすがに2009年からもう7年目になりますので、少し住民の方々に定着してきたかなというところになってございますので、これをさらにまた名前を変えていくということについては、現場を預かる身としては、かなり混乱のもとになるのではないかというふうに思っております。

それから2つ目は、最初に申し上げた医療の問題というのが私ども非常に大きいんですけれども、なかなか所内の体制としては、この医療、今まではそれほど関わりがなかったんですけれども、これからますますニーズが増える中で、体制がまだ昔のままです。ですので、こういった内部の人員体制というのは、正直なところ、厳しいものがあるかなというふうに感じてございます。

それから、この事務所の特有の問題として、小県郡の生活保護を実は私どもが行っておりますので、青木村と、それから長和町の案件は、峠を越えて向こうまで出向いて職員がケースワークを行っております。これについては今日の資料の12ページにも記載がございますので、また確認をしていただければと思います。ちょっと住民等から見ると、上田保健福祉事務所とのすみ分けが不明確だということで、ここは何とか変えていただきたいというのが、以前から内部での検討でも申し上げている点でございます。

市町村については小規模市町村が多いので、私ども保健・医療・福祉の専門的な機関として、専門的なやりとりというのがやや十分ではない点があるかなというふうに思っております。

ここに書いていないことをちょっと追加でお願いしたいんですけれども、1つは、保健福祉事務所ということで、今、高齢者と障がい者対策、2008年までは地方事務所にありました福祉課というところがやっていたんですけれども、今、私どものエリアになっておまして、私から申し上げますと、健康づくりと福祉が一体的に行えるということで、非常に私はいいい仕組みだと思っておりますので、これをまた地方事務所に戻すというふうなことはいかがなものかというふうに考えてございます。

また、医療の問題というのがこの地域でも特に大きいんですけれども。私ども、実は私が医師として医師会や医療機関などの方々と本当に直で、向こうの長と渡り合うということとちょっと変な表現ですけれども、本当に信頼関係のもとでいろいろなやりとりをしながら事を進めてきてございますけれども。もしこの組織が変わって、私の上にいわゆる上司のような立場の人が置かれると、私が仮にネゴシエーション、交渉しても、いや、それは所に戻ると長がまたひっくり返すのではないかみたいなことがあって、そうした外部の、特に医療の関係の皆さんとのこれまでの信頼関係というのが損なわれるのではないかということは懸念をしております。

実は個人的な経験なんですけれども、私はある県で地域振興局を実際に経験してございます。そのときに私は保健所長ではあったんですけれども、保健福祉事務所長ではなかつ

たので、私の上に上司が二人いたんです。ですので、いろいろな案件で二人に報告をしたり、法律の権限上は私なんですけれども、いや小林さんどうなっているんだということを聞かれたり、こうしたほうがいいよみたいになって、地域での指揮命令系統、それから本庁サイドの指揮命令系統もありましたので、二つをにらみながら業務に当たったという経験を持ってございます。

そうした観点から申し上げますと、やはり我々の仕事というのはかなり専門的、それから技術的、それから対外的にも、いろいろな信頼関係のもとでやっていくということがありますので、そうしたことがしっかり行える業務、そのための組織や責任体制や指揮命令系統というのをお願いをしたいなということで、それが県民の皆さんのご期待に沿う一番いい方法ではないかなというふうに感じております。よろしくお願ひいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。それでは最後に、佐久建設事務所の宮原所長さんをお願いしたいと思います。

(宮原佐久建設事務所長)

佐久建設事務所長の宮原宣明と申します。どうぞよろしくお願ひします。座って失礼させていただきます。お手元の資料1-3の6ページと7ページでございますけれども、こちらのほうで状況についてご説明をさせていただきます。

初めに事務所の概要についてご説明をいたします。7ページの佐久建設事務所の概要をごらんください。

1の管内概況、(1)でございますが、平成27年4月1日現在の管内の面積、あるいは道路、河川の管理延長について佐久建設事務所の状況、また県における割合を記してございます。

2番目の事業概要でございますが、県事業及び市町村事業の国庫補助及び県の単独事業につきまして、平成26年度の実績額を記してございます。

組織の構成でございますが、2番目の組織及び業務にございまして、職員数は佐久建設事務所が59人、付置機関でございます佐久北部事務所が13人、計72人でございます。所長、次長のもとに、総務課以下、記載の各課長、また各係を構成してございまして、付置機関でございます佐久北部事務所では、所長兼維持管理課長のもとに管理係、維持係を構成してございます。

業務の内容につきましては記載のとおりでございます。

また、最下段に記載してございます、網掛けとなっております佐久北部事務所と、総務課のうち建設業係がこちらの佐久合同庁舎にございまして、佐久建設事務所は白田庁舎に所在してございます。

この組織のもとで、6ページにございます地域の課題、及び平成27重点事業として記載

してございます施策の柱に沿って事業を進めているところでございます。

まず1つ目でございますが、安全で安心して暮らせる地域づくりの推進でございます。急峻な地形と脆弱な地質、また毎年のように発生をいたします自然災害の現状等を踏まえまして、住民の生命と財産を守るため、砂防ダムや河川の整備などのハード対策と土砂災害警戒区域等の指定、あるいは土砂災害や水害等に関する適時適切な情報提供などのソフト対策、これらが一体となった総合的な減災対策を進めているところでございます。

2つ目でございますが、未来を見据えた維持管理と社会資本ストックの有効活用でございます。近年、トンネルや、また橋梁などの施設の老朽化が課題となっているという中で、計画的な橋梁修繕や舗装補修の推進、また道路・河川パトロールの実施や、地域住民の皆様との協働による維持管理を推進しまして、一定のサービス水準を維持するとともに、既存の社会資本の有効活用を図っているところでございます。

3つ目でございます。地域の活力を高める交通基盤の整備でございます。

県内外の交流と連携を促進し、県民の暮らしや産業を支え、県や市町村が行うさまざまな施策の実現に向けまして、中部横断自動車道の整備促進やアクセス道路などの道路の整備を推進しているところでございます。

4つ目でございます。誰もが快適で暮らしやすいまちづくりの推進でございます。

少子高齢化社会を迎え、誰もが快適で暮らしやすいまちづくりの実現に向けた道路整備といたしまして、歩道の整備など、通学路の安全対策等を推進しております。

次に、組織運営上の課題といたしましては、先ほどご説明いたしました組織構成のように、臼田の佐久建設事務所、本所と、それから佐久合同庁舎の佐久北部事務所とで業務を行っているというところでございます。予算執行や許認可など、これらほとんどが本所決裁であるということから、文書のやりとりなど、決裁に時間を要する場合や、本所各課と北部事務所間での調整や打ち合わせに若干、時間を要する場合があります、効率的でない面もございます。

また維持管理に関しましては、本所は佐久市のうち旧臼田町と南佐久郡、また北部事務所につきましては小諸市と旧臼田町を除く佐久市及び北佐久郡を所管しているということで、管轄区域が県民の皆様にはわかりにくいといった場面が見られます。

市町村支援に関する現状でございますけれども、本所の整備課計画調査係に技術専門員が1名配置されております。この専門員を中心に補助事業や、また災害復旧に関する技術的な支援を行っているほか、橋梁点検の支援ですとか、あるいは水防活動など防災上の支援や助言等を行っているところであります。

また、当所管内で建設が進められております中部横断自動車道の整備に関しまして、市町村が行う道路改良等に対して技術支援や補助金の交付を行っているところでございます。

課題といたしましては、管内11市町村がございます、市町村の規模も異なりますので、特に小規模町村におきましては技術職員が少ないというような状況もございまして、丁寧かつ詳細な説明が求められているといった点がございます。

最後でございます、7ページの3番目に特記事項で記載してございます。当所では、浅間山の火山噴火対策を行っておりますが、監視カメラや、また各種のテレメーターによりまして、常時、火山監視を行っております。また噴火警戒レベルに応じまして、パトロール等の実施をしているところでございます。

また、余地、古谷、湯川の3つのダムを管理しておりまして、洪水時にはダムの監視、あるいはゲート操作による放流量の調整等を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。3名の所長の皆様、ありがとうございました。

それでは質疑に移りたいと思いますが、最初に、私のほうから何点か質問をさせていただければと思います。

最初に佐久地方事務所長さんへの質問なんですが、長野県の人口定着・確かな暮らし実現総合戦略、これを展開するというに当たりまして現地機関の機能の強化とか、県の機関同士の連携について具体的にはどのようにお考えになっているか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

(清水佐久地方事務所長)

先ほど地方創生というお話をして、国・県、それから市町村、国と地方を含めてその戦略をつくっていくということでもあります。

県の戦略ができているということで、それを見ても主役がやはり企業であったり個人であったり、場合によっては市町村であったりということでもいろいろな主役がいて、必ずしも県が主役でない。いろいろな主体に対してどうやってお手伝いができるかなということを考えていかなければいけないので、ある程度柔軟に、きっとその対応できる組織が必要だろうと思います。

それから、先ほどこの管内、非常に広いというお話を申し上げましたけれども、市町村によって、あるいはまた地域によって掲げている課題もかなり違うんだろうというふうに思っております。今日は三木委員さんと伊藤委員さんがお見えですけれども、多分、須坂市と下條村も大分違うだろうと。その一方で同じ課題も多分あるので、それぞれの自治体ごとの対応というものもあれば、ある程度まとまった大ききさで対応するものも必要だということで、そういった意味でもある程度、柔軟に対応していく必要があるかなというふうに思っていて、いろいろなものがあるので、どれか一つに焦点を絞ってこの組織をいじると、先ほど申し上げたように、あくまで主体が県だけではないものですから、ほかの団体、組織との連携というのを考えると、やはりその組織、朝令暮改はまずいのかなというふうにも感じるところであります。まとめは以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。後ほど皆様のほうからもいろいろ、今の所長さんの説明についても後でご質疑いただければと思います。

もう1問、私のほうから佐久建設事務所長さんへの質問ですけれども、佐久の合同庁舎に建設事務所は入っていないわけですが、建設事務所として、例えば平成26年2月に大雪があったわけですが、そういった災害時、あるいは平時の体制としての課題に対して、どのように対処することが望ましいと考えておられるか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

(宮原佐久建設事務所長)

平成26年2月の豪雪でございますけれども、軽井沢で99センチというような、観測史上最高の大雪になったということでございます。

当時、職員のほとんどが現場での除雪対応、あるいは県民の皆様からのお問い合わせ等に対応していたというような状況がございまして、人員不足等もございまして、当時、地方部、災害対策本部の佐久地方部ができたわけでありまして、そちらのほうに道路情報の提供が十分にできなかったというような面がございました。26年度からその大雪災害の検証結果を踏まえて、除雪体制を大幅に見直し、強化を図ったところでございます。

大雪注意報あるいは大雪警報が出れば、当番制によりまして、それぞれ情報収集ですとか、あるいは情報発信というようなところで、あるいは除雪業者さんのほうに対応について指示をして対応するというところでございますけれども。そんな中で、時間外勤務体制ということが一番あるかと思いますが、管内で50センチ以上の降雪が予想される場合につきましては、本所の臼田庁舎、それから、こちらの北部事務所もございますので、それぞれに20名程度を配置をいたしまして、大規模な災害や甚大な交通障害が発生したときは、さらに加えて全職員を配置をして情報収集ですとか、除雪業者への出動要請、それから、問い合わせ等への対応、あるいは通行規制を行った場合は、関係機関への情報伝達等を万全を期していくこととしております。

災害対策本部佐久地方部が設置された場合には、やはり情報共有、あるいは私どもも情報をいただくことも重要というふうに考えておりますので、情報連絡員を本所からこの合同庁舎に派遣をいたしまして、地方部への情報伝達を行う、あるいは地方部からの情報収集を行っていきたいというふうに考えております。

平時の対応といいますか連携でございますけれども、所長レベルでは行政連絡会議というような会議を始めといたしまして各種の会議、それらを通じて情報共有、また意見交換を行うほかに、やはり私どもの事務所は事業を進める事務所ということもございまして、それを進める中でいろいろな地方事務所の関連各課と協議ですとか、あるいは調整等、必要に応じてその都度実施をしていると、そのような状況でございます。



(樋口会長)

ありがとうございました。今のご説明も含めまして、それでは早速、皆様からご質問、あるいはご意見等をちょうだいしたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。中山委員、お願いします。

(中山委員)

大変、ご説明いろいろありがとうございました。私のほうからも、この佐久の地域特性ということの印象を申し上げて、端的に事業量と人員の配置、人員の充足感といいますか、そういったことをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

私の印象ですと、佐久といいますと関東圏からの東の入り口、軽井沢というのがあるんですけども、大きな東信、中信、南信、北信がありますけれども、東信のほとんどを担う地域だと。さらには、中部横断自動車道の話もございました。静岡、あるいは山梨から、今もっとも山梨があれなんですけど、太平洋に向けてこれであいていくということになってきたときに、相当な事業量が今あるんだろうと、急速な発展を遂げているんだろうという中で、現状のその人員体制、事業量とのバランスでどのような状況になっているのかということをご聞きをしたいというふうに思っております。

先ほど清水所長さんのほうからお話もございました。佐久というと大変広域なものですから、佐久というと「びんぴんころり」という話になるんですけども。「びんぴんころり」をどう助けていくかということに対して、この広域なところを、保健所さんも含めて大変ご苦労なさっているんだろうと思うんですけども。

現状の繰り返しになりますけれども、事業量と、それから人員配置との状況の中での充足感に対して、皆様は今どのように思っているのか、単純に結構でございますので、お聞かせ願えればと思います。よろしく願いいたします。

(清水佐久地方事務所長)

答えにくいですが、確かに東の入り口というような位置づけもあって、また軽井沢町を抱えているということもあるので、いろいろな仕事が多いただろうと思っております。

ちなみに、ちょっとほかの所との比較ができない数字なので恐縮ですが、環境課で産業廃棄物とか自然公園の許認可をやりますけれども、これが大体年間1,300ぐらい。それから農政課で農地転用の許可という仕事がございます、これが500件強。それから、あと建築確認申請とか景観法の届け出がございますけれども、建築課ですが、これが3,500件弱ということで、そういう意味では非常に多いというふうに思っております。

で、そういった面で、多分、その件数は、それは行政改革課に聞いてもらったほうがいいのかもしれませんが、ほかの所よりは件数的には多く、そこはしかるべき措置がされているのかなというふうに思っていて、日々の業務の支障が出るという印象は私自身は持つ

ておりません。

(小林佐久保健福祉事務所)

佐久保健福祉事務所ですけれども、軽井沢、確かに特別な場所ですので、夏の間だけ、食品衛生の許認可等を行う場所を臨時に設けたりといった取組はしてございます。

ただ、やはり東信で行き来が激しいので、飲食店の開業、廃業という繰り返しが多かったりとか、あと動物のいろいろな飼い方がこの田舎のほうで必ずしも徹底されていないとか、あと生活保護も、小県郡がこちに組み込まれるときには、そんなに件数がないからということで組み込まれたんですけれども、やはりここ数年、いろいろな意味で生活保護を受ける人が小県郡でも増えているので、そういった意味では、おっしゃるとおり、行政のニーズは増える一方だというふうに思っております。

また健康づくりのほうでも市町村が多いので個々にやりとりしようとすると、やはり保健師とか栄養士も、それだけの手間がかかりますので、そういったところはほかの地域と比べてちょっと特記事項かなというふうに思っております。

繰り返しですけれども、今一番課題なのは、やっぱりこれからの医療の問題を担っていくのに、私が先頭になってやっているつもりであるんですが、やっぱり実働する職員がいないとなかなかそれが回っていかないという意味で、従来の業務量をこなす体制というのはあるんですけれども、新しいニーズに柔軟に対応していくという意味では、そこが私としてはもう少しお願いできるとありがたいなというふうな認識は持っております。

(宮原佐久建設事務所長)

佐久建設事務所のまず事業費的なところをちょっとお話をさせていただきますと、資料の7ページのところに事業概要ということで、これ平成26年度の実績を記載させていただいております。

県では、補助事業や災害復旧などを含めまして約46億円ということで、これは精算額ということでございます。一番多かったのは平成10年、11年当時でございます。当時は200億円ぐらいの事業費がございました。

大体、年度当初の予算でございますけれども、その当時から比べますと5分の1から6分の1程度の予算ということになってございます。これは佐久建設事務所だけではなくて、建設部全体の予算の中ではほぼ同様の傾向ということで、これは全国的にも同様で、当時から比べてもかなり減少はしてきているという状況でございます。

職員数につきましては、県全体ですと平成8年に720数名、それから今年度ですと650名ぐらいということで、全体的にやはり職員数が減少してきているということです。平成21年度にこの佐久と、それから臼田の事務所が統合されたというような状況もありますけれども、やはりその当時から比べましても減少してきているという状況でございます。

その中でも、やはり年齢構成的にも30代の若い世代が少ないという状況でございます。

(樋口会長)

よろしいですか。ほかの方、いかがでしょうか。山田委員、お願いします。

(山田委員)

ちょっと建設事務所長さんと佐久保健福祉事務所長さんにお聞きいたします。いろいろご説明ありがとうございました。

保健福祉事務所のほうの課題の中に、やはりこちら東信といますか、佐久は最初に事務所長さんの説明がございすように、大変大きな市は小諸市さんと佐久市で、あとはみんな小さい小規模だということで、そういうことは私もかながねお聞きしているんですが。この課題の中に、非常にいろいろ説明をするのに困難であるとか、指導とか広域の、非常に苦労されている様子がわかりますので、その辺のご苦労がどういうところにあるかということをお聞きしたいと思っております。

それと、佐久の建設事務所長さんのほうでも同じように、やっぱり小規模町村に当たって技術職員が少ないということで、ほかの所でもこういうことが指摘されたんですけども、技術職員がいない町村があって、そういうところに対して、この小規模町村に当たって技術職員が少ないために説明に苦慮されているとか、いないのかいるのか、その辺、いないところに対しては地方事務所ではなくて、建設事務所ではその技術職員を派遣していると、応援に出しているのか、その辺をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

(小林佐久保健福祉事務所長)

それでは、保健福祉事務所のほうからまずお答えをします。小規模市町村ということで、人口が1,000に満たないところもあるんですよ。全部で11市町村ですけども、2市5町4村になってございます。

私どもの分野でいうと、例えば栄養士さんが配属されていない市町村というのが結構ありますし、それから保健師さんも、保健師さんは必ずいるんですけども、保健衛生だけではなくて、今、介護の話とか福祉の分野とか、中には教育のほうをちょっと手伝ったりとか、いる保健師さんが本当にさまざまな仕事を、一人、二人でやっているというところも多いので、そうすると私どもから見て、例えば市町村というのは、今日も委員としてお二人いらっしゃいますけれども、市町村が担うと期待されている業務というのが割りと多いんですよ。それを、ではお宅の村はどうですかというふうにしても、いや、私ちょっといろいろな仕事があって、なかなかそこまで掘り下げるのは難しい、例えば健診はやるけれども、健診のデータ整理まであまりできていないとか、栄養士さんもいないと、やっぱり栄養指導というのが十分でないとか。そういったことがあるので、私どももいろいろなサポートはしなければいけないんですけども、こういう今、地方分権ですので、生身の人間が直接お手伝いするということはなかなかできないので、いろいろな技術的なアド

バイスをしたりということはしておりますけれども、相手の体制の脆弱性がわかっているものですから、あまりこっちは無理なことが言えない。でも、ある程度のことはやっていただきたいということで、そこを苦勞しながらやりとりしています。

あと広域調整については、今、医療とか介護の連携については、基本的には国の設計図としては市町村ごとに組み立てるとなっているんですけども、こちらの小さな村とかですと、やっぱり単独では医療も、本当に診療所が1個あるかないかというところもあるので、私どもとしてはある程度、広域で、そういう仕組みをつくっていききたいなと思っているんですけども。

ただ、市町村からすると、やっぱりそれぞれ考えがあったり、それぞれの首長がいて議会があってということですので、我々が逆に広域調整したいと思ったときに、いや、うちの村はこうですから、ちょっとそこからはとか、そういう個別のまた状況があって、一つにしたいときにも難しいということがあって、11市町村どういふふうにある程度そろえていくかというのが、我々県の行政としては日々苦勞しているという現状です。

(宮原佐久建設事務所長)

小規模市町村ということではありますけれども、市町村の中にはやはり技術職員がいない、そういう町村もございます。各町村の皆様も、今日の資料の7ページにも記載してございますとおり、災害復旧ですとか、あるいは交付金事業を実施されている、ほとんどの市町村が国の交付金をいただいて工事をやっているというようなところでございますので、その中で、例えば交付金の中身の説明ですとか、あるいは現場での実際の面での支援、こんな形でというところで説明をしたり、その辺で少し、ちょっとあるかなというところがございます。

ただ災害があった場合は、南佐久地域の場合には、以前、土木振興会というのがございまして、現在は解散をしてしまったわけでございまして、当時は、主に町村の土木工事の仕事を担当されていた組織でございますけれども。その皆様方が南佐久郡内の自分の出身の町村のほうに戻られて、そこでやはり土木建設事業の關係の仕事をしているという、そういうようなところもございます。

また、近年は独自に土木の職員を採用するというような町村の方もおられますので、徐々にそういうところはなくなっているといえますか、体制として取り組まれている町村もあるということでございます。

ただ、昨年11月にございました神城断層地震では、主に小谷村さんですとか白馬村さんに震災が多かったわけでございますけれども、やはりその二つの村では土木の技術者がおられなかったということございまして、そういう大災害が発生したときには、県としても技術的な面で応援に入っていると、そんな事情もございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

(才川委員)

先ほどのご説明をいただいたんですけれども、保健福祉事務所長さんのほうでしたか、振興局という言葉が出ていたんですけれども。今まで知事のほうからもいろいろ、振興局という話で進んでいたと思うんですが、先ほどの話とか、その上に上司の方ができるといろいろ、今までこういった福祉とかそういうものが、皆さん、今、県民になかなか定着してきた中で、またそういう形がとられると、県民としてもいろいろなところで話がしにくいというか、窓口が広がったりとか狭まるのか、その辺はわからないんですけれども。

具体的にそういったところで、皆さんの中では、現地の今の現行の組織が一番やりやすいのか、それともやっぱり振興局というような形ができていくのがいいのか、ちょっと現地のお話を少し、イメージがなかなかちょっとわからなかったものですから、今、お話を聞く中では、組織というのはそういうふうに変っていくのかなというところが少し見える気がしますので、現地の状況を少しお聞きしたいと思います。

(小林佐久保健福祉事務所長)

そうですね、多分、私どものところは結構影響を受けると思うんですけれども。法律的には保健所というのが全国共通の、地域保健法という法律に基づく組織として、今、500近くあるんです。ですので、私どもは保健所という看板も今も持っているので、私の名刺にはちゃんとあるし、看板もあります。

保健所には法律に基づく固有の仕事があるので、これは県がいくら条例とかをつくっても変えられない部分ですので、そこは保健所長として、今で言えば、私が責任をもってやっています。長野県の場合にはそこに福祉がくっついて保健福祉事務所という、大屋根をかけたということですね。私がそこのトップもやっていますので、私が、では福祉のほうで高齢者対策とこっちの健康づくりを一緒にやりましょうとか、障がい者施策を予防から福祉まで一緒にやりましょうとか、そういう意味で私が統括してやれているので、そこは非常にいいかなと思っておりますし、今、県の規則で、都道府県知事の業務の保健衛生については結構な部分が保健所長や保健福祉事務所長に委任をされています。

私がある県で経験をしたというお話をしましたけれども、多くの県は、そういった保健所に固有の仕事というのが、振興局とかをつくっても保健所長に規則上は委任するんですよ、これもう法律が優先ですから。ですけれども私が経験したのは、いや、小林さんが責任者として決めてください、でも私はあなたの上司ですからちょっと教えてくださいとか、私の上にいる地域振興局長とか、保健所の上にいる部長さんという人が、権限はあなたにあるんだけど、ちょっと教えてくださいとか、いや俺はこう思うんだけどと言われると、いや局長、私が責任者ですから私にやらせてくださいといっても、それは上司が言えば、上司になってしまうんですよ。そうすると、いや無視してというわけにはいか

ないので、それでやりにくかったというお話をさっき申し上げたんですけれども。

要は、簡単にいうと、我々みたいな所長の上に長がさらに増えるというのが、多分、どこの県でもやっている振興局長のイメージです。でも法的には保健所長とか保健福祉事務所長に位置づけられている。そこのわかりにくさというのが一番混乱のもとで、もし地域振興局をつくってもいいんですけれども、では、いわゆる今まで我々がやっていた仕事は、局長さんが責任者ですという法的な、あるいは条約的な位置づけをするのであればそれはわかりやすいので、そういうふうにするならいいと思うんですけれども、その権限と組織がずれてしまっているのが、非常に仕事がしにくいというのが私の実体験となります。

長野県に来て、今、経験していますけれども、私は今が非常にいいかなと思っていますし、この3所長ともいつもいろいろやりとりしていますし、いろいろな連携というのが、鳥インフルエンザとか食育とかやっていますので、今がやりやすいかなというふうに思っております。

(清水佐久地方事務所長)

確かに今、小林所長が言ったようなことはあるかなというふうに思いますけれども、例えば、少し、どういったことかを今日はちょっと言ってみたいなと思うんですけれども。

やっぱり佐久で言うと、一番大きい事業所というのは病院なんです。その次が農協関係になりますけれども。例えば医療と教育を一つの産業として捉えていこうと。それを、だから地域の発展に結びつけていこうというようなことを考えようとする、実はそれを担当するところはどこにもないんですね。

少し具体的にお話をしますけれども、佐久の中小企業、歩行の計測、歩行の姿をセンサーで計測するんですけれども、ご案内の方もいらっしゃるかもしれませんが、それを、医療保険者の中で取り組んでいる健康増進事業に結びつけられないかというようなことを考えるわけなんですけれども、ではその医療保険者との付き合いというのは全部本庁でやっていて、現地ではそもそもあまりないんです。だから、そういうことをやろうと思うと、やはり地方事務所だけでもだめだし、3所集まってもできないというものがあるんです。

ですから、そういった意味で欠けている面というのももちろんあって、そこは何とかしていかなければいけない。ただ、それは三所の組み合わせ、順列、組み合わせを変えてどうこうなるものでもないという面はある。先ほど申し上げましたけれども、組織を変えると、そのことで得られるものと失うものと当然あると思うんです。今、保健福祉事務所長が力説していたのは、そのとき失われるもののことをちょっと強く言い過ぎているような気持ちはありますけれども、ぜひ、そのところはご理解をいただければと思います。

(樋口会長)

よろしいですか。ほかの委員の方、いかがでしょうか。お願いします。三木委員。

(三木委員)

ちょっと、まず地方事務所長にお伺いしたいんですが、この2マス目の、2ページ目の枠の中の説明が非常にわかりやすいと思うんですが。ただ、わかりやすいんですけども、ちょっと2行目のところを教えてもらいたいんですが、横ラインというのは、例えば3所の場合、それを重視すると、総合的な観点で意思決定ができるが、組織が重層的になり、競争的になってしまうというのは、この意味は、横であれば別に重ならないような気がするんですが、その意味合い、ちょっと私は一つわからない。

(清水佐久地方事務所長)

これは、重層的で意思決定が遅くなるデメリットもあると書いてありますが、まさに今、小林保健福祉事務所長が言ったケースですよ。

(三木委員)

それは、だから・・・

(清水佐久地方事務所長)

保健福祉事務所でも建設でもそうですけれども、それが何かもっと別の大きいくくりの中の一部分になったときには、小林所長が言ったようなことが起きるであろうということを書いています。

(三木委員)

これ、ですからあれですね、前段を横ラインで、今、フラットでという話ですよ。後段は、その現地機関になっているということなんですね。

(清水佐久地方事務所長)

そうです。

(三木委員)

そうですね、だから、前と後ろとちょっと若干意味合いが違うんですね。それでわかりました。すごく大事なことだと思います。

それから次に、小林所長が言われました課題なんですけれども。現地機関相互の連携状況、総合振興局をつくるに当たって、現地機関相互の連携状況が悪いのではないかということが言われていて、多分、こういうものが出てきたと思います。

実際に、以前、私も県職員だったときに、所長によってはなかなか連携をとらない所長がいたのも事実であります。しかしながら、その後、こういう形で各地方事務所とか、保健福祉事務所、それから建設事務所で連携をとらなければいけないことになって、大分、

連携がとれてきているのではないかなというふうに感じます。

須坂の実態を言いますと、例えば須坂の場合、須高地区の場合には、医療と福祉、介護のネットワークが非常に結びつきが強くて、行政と、それから医師会等、3師会、それから福祉機関、それから各連携が非常にいいわけですがけれども。

そうしますと、例えば私が須坂市を代表していて、医療・福祉・介護のネットワークに出た場合に、結局、私が答えられないんですよ。もちろん職員が一番よく知っているもので、職員がかわりに答えるんですけども、そうすると、私が出て行っている意味がないんですよ。そういう面からは、やはり先ほど小林所長が言われたように、長として保健福祉事務所長なり、それぞれの人が出て行ってやるというのが非常に大事かなというふうに感じました。

それから、やはり今の関係というんですか、専門的、それから技術的、対外的に責任を持った人が行かないと、なかなか発言ができませんし、責任がとれないと思います。

それから例えば振興局になった場合に相当決裁の量が増えると思うんですが、私、実際市長をやっていて、ほとんどといっていいぐらい、書類、見られないんですよ。市長と書いてあるところを押印すると、ただし責任はとるという気持ちで押していますからいいんですけども。本当はもっとそういう面からすれば、わかる職員のところに任せる方式で、もっと市役所自体を変えていかなければいけないと思っているんですが、そういう面では、果たして、総合局がいいかなというのを感じました。

それから、建設事務所の場合でいいますと、建設事務所はやはり他の県の機関と一番違うのは、一番の、直接相手にしている方がお客さんが県民なんですよ。それぞれ地方事務所というか、保健福祉事務所も県民の方と直接、県民の方がお客さんになる機会がありますけれども、それよりももっと建設事務所のほうが深いと思いますので、まさにそういう面では、建設事務所は現地機関として地元に着しているということは、もう少し理解してもらったほうがいいかもしれないです。まさに市町村行政と建設事務所の行政というのは、ほとんど同じだというふうに私は思っています。以上です。

(樋口会長)

ご発言があれば、3所長さんのほうでもしご発言があれば。では岡田委員どうぞ。

(岡田委員)

岡田でございます。県民にとって、医療、保健、福祉は、非常に地域に密着した問題であると思います。冒頭言われました組織を変えるということは、非常に生活に密着して行くことをお考えいただきたいと思います。

先ほど清水先生からお話しがありましたけれども、医療を考えると、医療行政と医療の周辺の産業振興は、別個に考えるべきではないかと思えます。医療は伝統的な信州の医療があるわけです。一つ一つ丁寧に積み重ねてきたわけです。これをしっかり堅持して



いただき、そして、今ある権限を、そのような方向で確保していただきたいと思います。

さらに新しい問題が出てきております。地域医療構想の問題です。今、調整会議が始まろうとしている。そのような時のリーダーとして、保健所長様の役目は大きいと思います。もちろん医師会も一生懸命対応しようと思っております。このような医療を取り巻く状況で、新しい問題が提起されてくるといったときに、大きく組織を変えたり、あるいは権限がこっちへ行った、あっち行ったということではなくて、一本筋の通った方針がほしいと思います。でないと、病床のコントロール、あるいは在宅医療へシフトするという大きな課題に対する青写真が、今後、描けないのではないかと懸念しています。

それから、清水所長様からありましたけれども、医療を取り巻く産業はどんどんやってほしいと思います。でも、これを保健所でやられるとか、保健福祉事務所でやれというのは無理なのではないかと思えます。それは新しい行政のあり方として、担当する部署を考えていくということも必要ではないかと思えます。

(樋口会長)

お願いします。

(清水佐久地方事務所長)

医療を取り巻く産業という意味で申し上げました。医療そのものを、営利企業化しようとか、医療ツーリズムでとか、そういうことを言っているわけでないので、言葉足らずだったらお詫びをしたいというふうに思います。

それから、そうですね、最後におっしゃったとおりで、それを今の保健所の組織でやろうというのはやっぱり無理があるので、ただ、無理があるので、地方事務所と保健所の再編の中でもそれは解決しないのではないかとということを申し上げたつもりです。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。はい、どうぞ。

(宮原佐久建設事務所長)

よろしいですか。建設事務所の仕事でありますけれども、事業をやるということになりますと予算的ところがやっぱり多いわけがございます。私たちがやっている事業というのは、そういう意味におきましても、先ほど清水所長のほうからもお話ございました、事業課との調整とか、そういう中では非常に縦のつながりというのは大きい面はあろうかと思えます。ただ、地域全体を見る中ではいろいろな課題もございますので、関係機関ともやっぱり連絡調整等を十分に図りながら事業を進めていく必要があるというふうには考えております。

また、先ほど委員さんのほうからもちょっとお話がございましたけれども、建設事務所

はその事業というもののほかに、施設の維持管理ということが非常に最近は多くなってきております。県の予算の中におきましても、維持系の予算が全体に比べますと、最近、割合的にも増えてきているということでもあります。老朽化に対する対応、あるいは最近住民の皆様の要望というのも多様化しているということもございまして、あるいは維持管理という中での管理という面を考えますと、道路、あるいは河川で許可申請というのが非常に多いわけでございます。特に佐久北部事務所につきましては、年間に2,000件ぐらいの、維持管理に関する要望、あるいは申請関係の書類が非常に多いわけでございますので、先ほどお話がありましたとおり、地域に密着をしてより丁寧な対応というのが求められているのかなと思っております。また、災害等が発生した場合には、より早く現場に行きまして、スピーディな対応というのが求められているというところでございます。

私たちの事務所、あるいはほかも含めてでございますけれども、組織力というのが非常に大事ななというふうに思っております、それらを生かす中で、専門性というのも十分発揮できるのかなというふうに考えております。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかにご発言はございますでしょうか。伊藤委員、お願いいたします。

(伊藤委員)

私、下伊那郡というところから、一番南でございますけれども、ここにまいりました。2時間半ぐらいかかります。全然、ノンストップでございますけれども、長野県は広いなということをいつも感じるわけでございます。

ちなみにこの地域の林野率というのはどのくらいなんですか、これ佐久平に行くともっ平で、林野率ゼロのような気がするんですが、ほかの町村を見ると、なかなかあれなのでございますけれども・・・森林率です。大体で結構でございます。

(清水佐久地方事務所長)

森林率は7割ですね、70%です。

(伊藤委員)

私は県南端、飯田下伊那地方から参りました。この会場まで高速を使ってノンストップで約2時間半位かかりました。

過去に平成の大合併の時、色々検討した経緯がありましたのでその一部をお知らせいたしますと、まず面積は1,929km<sup>2</sup>、四国の香川県より広いということ。そこに、人口は当時の香川県では、103万人、当方は17万人。その理由は、当地は森林率が86%を占め、残りの14%の中に、住宅地、農耕地あると言う地域故に合併してもその効果が表れにくいということ

で、当時1市17町村が現在ではやっと1市13町村で存続しています。そうした状況の中で急峻脆弱な自然災害も受けやすく皆苦慮しています。

今、飯田市に飯田建設事務所があり、県の最南端の地に下伊那南部建設事務所があり、複雑なる地形等を知り尽くした職員の皆さんが防災減災に積極的に取り組んでいてくれ、地域住民が安心して住める為の役割を果たしておっていただいて信頼感謝されています。そうした事情をご理解いただき、ぜひこの機能をより発揮できるよう、格段の御支援を願います。

(樋口会長)

ありがとうございました。所長の皆様、そろそろ時間が来ておりますが、何か特に3所長さんに伺うようなことではございませんか。はい。

(北村委員)

ちょっと一つ。はい、すみません、商工会長の北村でございます。4回目のこの委員会にして、審議会に初めて出席したもので、まことにピント外れなことを言うかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思っております。

この地方事務所さんの組織と、それと今日の決算額の表がございますね、職員数、これで農政課、それから農地整備、それと林務、要するに農林関係ですね、それと商工観光、これで、まず決算からいきますと、片やこの3つの農林で見て65億円、それから商工観光、これが3,700万円、すごい、その開きといいますかバランス、それで、では出荷額が、工業出荷額がそういった面でのこの比というのはどんな状況なんですか。それともう一つは、地方事務所そのものが、これは佐久に限らず、やはりこのくらいのバランスなんですか、すみません、お願いいたします。

(清水佐久地方事務所長)

ちょっと数字がありませんけれども、多分、その出荷額で言えば、それが製造業の比較にならないくらいと、それは佐久だけではなくて全県的に同じことかなというふうに思っています。佐久の場合は比較的、一次産業の比率が高いので、県全体から見ると、その農林業の出荷、生産額が少し大きいかなと思っておりますけれども、傾向としてそれは間違いないというふうに思います。

それから予算額の話でしたけれども、ちょっと私、お答えしていいものやらどうやら、ちょっとわかりませんが、確かに地方事務所の決算額として見ることはありますけれども、それは本庁で執行しているものの、現地機関で執行しているものの割合が多分、その部によって違うということもありますし、それ両方足しても多分、商工より農林のほうが全然多いような気がしますけれども、この数字だけでは判断はできないかなと思っています。

(樋口会長)

そうですね。今のご質問、全体にも絡みますので、佐久の問題ということ以外にも広がると思います。さて、それでは・・・どうぞ。

(腰原委員)

腰原です。委員の皆様方も松本合庁の3所長さんのお話も聞かれたのではないかと思います。やっぱり今日は佐久合庁の3所長さん、佐久合庁でお話を聞いたんですが。両地区とも、やはり3所長さんのその連携というのはとれていると、そういうぐあいに率直に感じたわけです。

なおかつ足りないというもし部分があるとすれば、私は後ほど出てくる、このA案のような、例えばそういう連携を専門に担当するようなポストを設けてというようなことかなというような気がするんです。

そして、下條村の伊藤村長さんのように十二分にみんなに、いわゆる県南端の森林率が86%もあって、小さな自治体がたくさんあるところでも非常に、今あるこの機構で十分事が進んでいるというようなお話を聞くにつけても、これは今後、特に先般、職員さんの地方組織のあり方についてどうかというようなお話も聞いた、あるいはこれから開催されるかわかりませんが、その辺を聞いた上で、特段、今の現組織で支障があるというような話があれば別ですけれども、うたい文句は県民にできるだけ間近なところで完結型の組織にしてくれということなんですけれども、私、十二分に今そういった形が結果として得られるのではないかなという気が、こここのところお話を聞いて、するわけなんですね。

まあ今後、職員さん同士のいろいろな議論もする中で、また方向性が出てくるかと思えますけれども、私は現時点ではそんなような率直に感じがいたしました。須坂の市長さんからも、特に前回の改変のときも建設事務所のこの統廃合があったわけなんですけれども、できるだけ身近に置いておいてくれというような、非常な強いんですね。そんな点も考えても、今後、どういう方向に行くかわかりませんが、現時点で私は率直にそんな気がいたしました。

(小林佐久保健福祉事務所長)

関連していいですか。ありがとうございます。先ほどあえて三木先輩というふうに申し上げたいと思うんですけれども、昔の県の多分組織と、あと変わっている点があるかなと思うのは、一つは、総合的にやりなさいという法律がいろいろできてきているんです。それ私どもでいうと、新型インフルエンザ対策も保健衛生だけでやるのではなくて、ちゃんと危機管理とやれというのも国からそういう法律とか体制が示されていますし、食育の問題もそうですし、鳥インフルエンザの問題もみんなそうなので、多分、今、そういう外枠がかなりはつきりしてきているので、我々もおのずと連携せざるを得ないというところで、

その連携するという仕組みが我々の間でも慣れてきて、実際に進んできているなというのが一つあります。

それともう一つは、私も県庁に勤めたこともあるんですが、やっぱり現地が連携する一番のポイントは本庁の中の連携なんですね。本庁のほうで、ではこの問題はどことどこが一緒にやるようにというようなことが出てくると、それは瞬く間に連携ができていて、それは縦からの、では命令がなければ現地は動かないのかというお叱りもあるのかもしれませんが。我々が今、いろいろな意味で連携できている一つの大きな要因は、やはり県庁サイドでの連携というのがはいろいろな部を超えてやりましょうということがあるものですから、非常に進んでいるというふうに感じております。

ですので、現地だけ何か統合的にいじったとしても、逆に県庁がそうでなければ事は進まないと思いますので、そういったいろいろな状況があって、私どもとしては今、非常にやりやすい仕事の体制かなというふうに感じております。

(樋口会長)

ありがとうございました。予定の時間も大分過ぎてしまいました。議論については、委員の方々、これから本格的に議論していただくということで、本日の3所長さんからのヒアリングは、一応これで閉めさせていただきたいと思います。

3名の所長の皆様、ありがとうございました。

- (2) 現地機関の見直しに係る職員討議について
- (3) 地方事務所、保健福祉事務所及び建設事務所の事業量等について
- (4) 試験研究機関の調査結果について
- (5) 現地機関の機能・役割等の主な論点ごとの審議経過について
- (6) 県議会における現地機関に関する主な議論について
- (7) 現地機関に係る市町村からの要望等の状況について

(樋口会長)

所長の皆様、退席されまして、議事はまだ後半戦がございまして、先ほどいろいろお話が出ておりましたけれども、職員の討議の問題もございまして、引き続き議論をお願いできればと思います。

それでは、次に議事事項のうち(4)の「試験研究機関の調査結果について」は後ほど議論するとして、(2)「現地機関の見直しに係る職員討議」、今、話題に出ておりましたけれども、そこから(7)「現地機関に係る市町村からの要望等の状況について」までを一括して事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

(井出行政改革課長)

行政改革課長の井出でございます。よろしく申し上げます。それでは資料2、8ページからお願いしたいと思います。

本年度に入りまして、行政機構審議会で皆様にもご議論をいただいておりますし、また県議会などでも、また後ほどご報告いたしますが、さまざまなご意見、ご質問などをいただいているところでございます。

この中で、年度当初には予定をしていなかったわけでございますけれども、この現地機関の見直しについて、実際に現場で働いている県職員、所長ということではなくて、担当者から係長、課長補佐といった、実際に働いている職員同士で討議をする、そういう機会を設けていこうという取り組みを県のほうですることとさせていただきます。

したがって、年度当初、この審議会にも第1回に示させていただいた、この審議会の意見の取りまとめのスケジュールは、この職員討議の間、若干、先送りというようなことでお願いできればと、変更をお願いできればというふうに思っているところでございます。

職員討議を通じましてそれぞれの現地機関が地域で抱えている課題、あるいは必要とされる現地機関はどんなものだろうかということ、職員一人一人が確認し、議論し合う、そういった機会とさせていただいた上で、その結果をこの審議会にもまたご報告をさせていただきながら、議論を前に進めていければというふうに考えているところでございます。

真ん中あたり、展開というところに書いてありますが、10の広域ごとに開催をしていきたいというふうに考えております。一番下の枠にありますように、既に第1回を今月11日に長野地区で、知事も出席をいたしまして、開催を既にさせていただいたところでございます。さまざまな意見も出ておりますが、順次、残り9地域についても今後、開催をしていきたいというふうに思っております。

次の9ページをごらんいただきたいと思っております。9ページ、10ページが、この職員討議の際に、職員に配付をした資料でございます。討議をするといいましても、何もなくて、さあ話し合えといってもできるものではないというものでございますので、討議の材料として、私ども行政改革課のほうで作成をして配付をしたものでございます。

まず地域の課題に対して、地方事務所、保健福祉事務所、建設事務所の3所が取り組んでいくためにどんな体制、あるいは長の権限、どうあるべきかという論点を掲げさせていただいて、A、B、C、3つの組織を具体的に検討例ということを示させていただいております。

一番左側A、これは現行組織型ということで、現在の組織体制を変えずに必要な部分について増員をするとか、兼務の職員を配置するということで、機能強化を図っていこうという案でございます。

次のBは地方事務所改組型ということで、地方事務所を地域振興局に改組いたしまして、地域課題の解決に向けて機能充実、局長の権限を強化していこうと、その一方で、医師である保健福祉事務所長や土木職である建設事務所長の専門性を重視する組織運営としてい

きたいというのがB案でございます。

具体的には地方事務所の部分を地域振興局といたしまして、局長に地域課題についての予算、定数の要求権限、管内の現地機関への資料要求や助言勧告の権限、総合戦略会議といったものを主宰していく役割を担っていただくという案でございます。

一番右側のC案は、3所を集約して一つの地域振興局にするという案でございます、こちらは一人の地域振興局長のもとで、現在の保健福祉事務所の仕事は保健福祉部、建設事務所の仕事は建設部とした上で、ほかにも現在の地方事務所の各課を幾つかの部にくくり直した上で、全体が何人かの部長の上に地域振興局長がいるという形の組織にしていくということでございます。

この場合、B案の地域振興局長の役割を当然果たしていただくのに加えまして、現在の保健福祉事務所や建設事務所の仕事を一つの局の中に取り込んで、一つの事務所として課題解決に当たっていくということでございます。

10ページのほうをごらんいただきたいと思います。A、B、Cという大きなくくり方の検討にあわせまして、同時に検討をすべき課題ということで4つのものを挙げさせていただいております。

1の①でございますが、現在は10の地方事務所の管轄でほとんど同じ仕事、要するに長野県を10に分割して仕事をしているというものが大部分であります、より広域的に、例えば長野県を4つに分けるとか5つに分けるというような形で仕事をしたほうがよい、そういった仕事があるかどうかというのが①。

②は建設事務所が現在10ではない地域にあるわけでございます、その場合に松本の地域、長野の地域の建設事務所について、どのような体制としていくのがよいかということを検討すべきかどうかというのが②。

それから2の①につきましては、類似する課題に対処している課なり係なりの統合を検討すべきものがあるかどうか、あるいは地域によって課題が異なる中で、特命担当といったものの設置が考えられるかどうか。

それから②でございますけれども、3所の、残るA案とかB案の場合ですけれども、それぞれの課が3所の今あるところから移したほうが仕事の上でいいという点があるかどうかと、こういった課題についてもあわせて検討していただきたいということでございます。

先ほど申し上げましたように、1回目、開催したところでございますので、順次これから1月にかけて開催をさせていただき、また次回の行政機構審議会にも結果報告させていただきたいというふうに思っているところでございます。

11ページから資料3をごらんいただきたいと思います。こちらは幾つかデータのものを、初回にもある程度お示しさせていただきましたが、追加でごらんいただければというふうに思っております。

地方事務所の管内人口、平成10年から5年ごとに推移を数字であらわしてございます。平成10年というのはちょうどこの年の2月に長野オリンピックが開催された、そういった

時期でございまして、このときから5年ごとに、こういった人口の推移なのかということ  
でございまして。

2番は市町村数でございまして、市町村数がこの間、合併で大分減っている、地域によ  
っては半分以上になっているということがごらんいただけるかと思えます。

12ページのほうをごらんください。こちらは保健福祉事務所の主な仕事関係のデータ、  
2つほど用意してございます。

3番のデータは生活保護の実施状況を保健福祉事務所ごと、正確に言いますと福祉事務  
所ということになるんですが、福祉事務所ごとに世帯数、人員の推移をごらんいただい  
ております。特に減っている地域は、市町村合併の進展で業務が市のほうに移った、今まで  
町村で県が担当していたのが市のほうに移った地域が極端に数字が減っているというこ  
とでございまして。

それから4の関係は、保健所の関係で大きなウエイトを占めております食品関係の営業  
許可件数の推移を同じようにごらんいただいております。こちらのほうは県全体では8割  
ちょっとということですが、減ったところ、増えたところ、さまざまな状況になってい  
る。長野市が特に30%ということで大きく減っておりますが、これは長野市が中核市の保  
健所を設置して、長野市がこの仕事をするようになったためでございます。

13ページのほうをごらんください。こちらは公共事業関係の推移を幾つかごらんいただ  
くデータとなっております。長野県の公共事業、思い返していただければわかるかと思  
いますが、長野オリンピックのころは今よりも大変たくさん事業をやっております、5番  
で見ますと、農政、林務、建設の合計でいいますと、当時の28.6%の事業量に今日なっ  
ていると、一方、職員数は70.2%ということが6番にございまして。

7番、こちらは公共事業を担っている現地機関、直近の26年度で、職員数と執行业業費  
をそれぞれ一覧表にさせていただいたものでございまして。

執行业業費といいますが、大きな案件であれば、それは少ない職員で発注できるとい  
うようなことがありますので、一人当たりの執行业業費というのを参考に、割り算を単純  
にさせていただいたものでございまして。ごらんいただくとわかりますように、事  
務所によって大きな差はあります。特に規模の小さい、あるいは執行业業費の小さいところ  
が、職員数ももちろん少ないわけですが、一人当たりになると、執行业業費が少ないとい  
う傾向があるかというふうに思っております。

14ページから15ページにかけまして、建設事務所関係の資料を幾つか一覧表にさせてい  
ただきました。

16ページの地図を少しごらんいただければありがたいと思えます。建設事務所の関係は、  
10の広域圏なんですが、建設事務所という名前がついている事務所が現在14、左上ですが、  
ございまして、下伊那南部建設事務所、伊藤委員さんの地元に近いところでございまして、  
こちらは技術職員だけの配置で、契約ですとか許認可関係の仕事は飯田建設事務所で行う  
という付置の事務所という位置づけで、技術職員のみを置いているということございま



す。ごらんいただきますと、広い範囲を管轄している事務所、狭い範囲を管轄している事務所、さまざまにあるという状況が見てとれるかと思います。

データの管内面積等については、先ほどの14・15ページのほうで一覧にさせていただいておりますので、またごらんください。

次に資料5の関係でございます。24ページ、こちらは時間の関係で詳しくは説明いたしません、これまでのご議論、審議会でのご議論を、一番右下のところにまとめさせていただいております。

1回目の審議会に、幾つかの課題を分類して提示させていただきましたものが左上に書いてございまして、現状評価の視点と検討課題ごとにどういったご議論をいただいているかということ、これまでの経過としてまとめさせていただいたものでございます。

33ページ、飛びますが、33ページは県議会における、現地機関に関するご議論をまとめたものでございます。前回の審議会の後、9月に定例会がございまして、本会議、総務企画委員会、それぞれでさまざまなご議論がございました。またごらんいただければというふうに思います。

資料7、44ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、県に対しまして、現地機関の見直しに関係して市町村から要望のあったもの、これをまとめさせていただいております。安曇野市、須坂市、千曲市のそれぞれ市長、あるいは議長から県宛に、それぞれの地域の、主として土木関係の事務所についての機能強化、存続等についてのご要望をいただいているということをご報告させていただきたいと思います。説明は以上です。

(樋口会長)

ありがとうございます。大変広範な資料ですので、まあ今回だけで議論が全部ということではありませんが。ただいま説明のありました中身につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、委員の皆様、よろしく願います。はい、願います。

(腰原委員)

先ほどちょっと触れさせていただいたんですけれども、職員さんの声を聞くことということで、今、これご説明いただいていた中で、17日に長野地方事務所については開催したということなんです。

それぞれ地域性あって、特に長野地方事務所は県庁のまん前ですから、もう、例えば下伊那、距離的にも制度的にも違うわけなんですけれども。

そういう中で、今回11日に開催した中で、特にどんなような意見、ご意見があったか、差し支えない範囲でお願いをしたいと思います。

(樋口会長)

願います。

(井出行政改革課長)

9ページのA、B、Cという3案についての議論、意見が、比率としては多ございました。

まずA案についてですけれども、現在のままに近い形、形は変えないということでございますので、今のまま実行しやすいのでよいのではないかと。あるいは専門性を生かしながら連携できてよいのではないかとという意見がある一方で、3所の企画担当が兼務で配置されるだけでは中途半端で、お互いの協力体制が構築しにくいのではないかとといった意見もございました。

B案については、建設事務所や保健福祉事務所の専門性が担保されていていいという肯定的な意見があった一方で、否定的な意見としましては、A案とあまり変わらず、中途半端で一体感がないのではないかと、局長が予算要求できるといっても、ほかの事務所に關することの予算要求ができるものだろうかといったご意見などもありました。

C案につきましては、組織としての一体感があってわかりやすいとか、大きなプロジェクトに向いている組織ではないかといった肯定的意見がある一方で、組織が大き過ぎて判断や決裁に時間を要して小回りが利かなくなるのではないかと、局長に権限が集中し過ぎて、危機管理の対応が不安だといった意見も出ているところでございます。

それぞれの案について、肯定的な意見、否定的な意見、さまざまに出ているというような状況でございました。

(樋口会長)

ありがとうございました。

(腰原委員)

先ほど申し上げたんですが、長野地方事務所、これからあと残り9カ所、開催されるんですけれども、またその辺も経過を教えてくださいというぐあいに思います。

(樋口会長)

ほかの委員の方、いかがでしょうか。三木委員、お願いします。

(三木委員)

三木ですけれども、9ページの関係のB案の場合には、保健福祉事務所と建設事務所のトップの名称はどういうふうになるんですか。

(井出行政改革課長)

保健福祉事務所長、建設事務所長が置かれるということでございます。

(三木委員)

名称は所長になるわけですね、わかりました。

それから資料3の、その前に、私、とてもいいことだと思いましたが、職員が参加して意見を言うプラン、参画意識が出てきますので、とてもいいと思います。普通の組織でもやっぱり、実際そこで仕事をやっている人の意見というのが大事だと思います。

それから資料3の11ページの関係では、やっぱり松本と長野は人口が当然多いんですけども、そしてもう一つ、13ページの公共事業の関係の、5の数字と6の数字なんですけれども、それから建設事務所の(2)の職員1人当たりの執行业務費、これはこれで資料としてはいいんですけども。

今さっきも説明がありましたように、大規模工事をやっているかどうかということで大分違いますし、実際、大規模工事、かなり少なくなってきておまして、今、ほとんどが維持修繕的な、事業規模とすれば小規模なものになってきておますので、職員の負担からすれば、大規模工事だから大変だとか、そういうことはないということだけは、行革のほうは理解していただいておりますけれども、それについてはお願いしたいと思います。

あと、試験研究機関、資料4にありますけれども、これも意見が出ておりますけれども、ぜひ、PRがやっぱり不足していると思うんです。ナガノパープル、例えば、ついで言いますと、非常に都会の方からは喜ばれるんですけども、あれが、ああいうナガノパープル自身を知らないとか、そういうことがありますので、農作物を中心にPRするというのは県全体のイメージアップにつながると思いますので、また、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかの委員の方、いかがでしょうか。よろしいですか。

今、それでは、試験研究機関の調査結果についても、今、お話がありましたので、引き続きまして、試験研究機関調査結果について、及び参考資料についても事務局のほうから説明していただいて、もし何かあれば、また最後のところでご意見いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(井出行政改革課長)

それでは17ページ、資料4をごらんいただきたいと思います。

試験研究機関につきまして、委員の皆様、お忙しい中、視察ということで足を運んでいただきましてありがとうございました。9月14日から10月15日にかけて4回実施をさせていただきまして、ごらんの、記載の委員の皆様方に実際に試験場を訪れて、ほ場へも行っていただいたり、あるいは実際、試験をしている場所までごらんいただいたということでございまして、大変ありがとうございました。

詳しいご意見は18ページから、いただいたご意見を逐一掲載をさせていただいておりますが、17ページの下の方にありますように、主なご意見ということで、事務局のほうで選んでまとめて記載をさせていただきました。

それぞれの試験機関が重要な研究を行っているんだけど、一般の県民にわかりにくいので、もっとPRをしたほうがいいのではないかと。あるいは、PRするのも研究員がPRするというのもなかなか難しい面もあるので、広報のプロ、そういったものを活用したほうがよいのではないかといったご提案、ご意見をいただきました。

また、夏休みの一般公開といったものは行っているんですが、なかなか県民が足を運ぶ機会が、足を運ぶ人が限られるということで、環境保全研究所で行っているサイエンスカフェのように、研究部門の人が外へ出て行く取り組み、こういったものも情報発信の役割を担って、重要ではないかというお話、いただきました。

工業関係の試験場につきましては、事業者、あるいは創業意思のある者が気軽に利用できるようにしてほしいと、現状ではなかなか県の試験場というのは敷居が高いというような見方があるというようなお話がございました。また、試験研究機関相互、あるいは大学、民間企業、他のいろいろな主体との連携を一層進めるべきだろうというご意見。

それから評価をしっかりしてほしいというお話がございました。現在も、部ごとの縦割りで評価の仕組みを持っておりまして、例えば環境保全研究所に関する外部評価の仕組みとか、農業関係の試験場に関する外部評価の仕組みというようなものはあるわけがございませぬけれども、県の試験場全体というようなことでも評価の仕組みにはなっておりませんで、それぞれでやっているというところもございませぬので、評価手法を確立していくべきではないだろうかというご意見。

そういった面でも、その試験研究機関の相互連携、効率的な組織体制のあり方、そういった点をさらに検討していく必要があるのではないかとご意見などをいただいているところでございます。

あと資料8、45ページ以下に、参考資料ということで「人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」を策定をさせていただきました。この関係をつけさせていただきましたのと、資料9、46ページからということで、厚い冊子の後ろ側に本日、ちょっと本日、後から追加でお配りいたしましたので別の場所にあるかもしれませんが、資料9、46ページからということで、長野県と長野市の保健所共同設置ということで、現在、長野市が中核市ということで市の保健所を持っております。長野県は県として長野地域の長野市以外の市町村を引き続き管轄する長野保健所というものを持っておりまして、こちらが、46ページ右下にありますように、中心の長野市が抜けた虫食い・飛び地状態を管轄しているという状況にあるものですから、長野市と保健所を共同で設置するというのを検討していくということになりました。双方にとってメリットがあるのではないかとご意見をいただいております。市と具体的な方向性が出てくれば、設置の準備をしていきたいというふうにご意見をいただいております。

説明のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

(樋口会長)

ありがとうございました。ただいまご説明のありました内容につきまして、質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、全体についてのご意見もあわせてというふうに思いますので、ただいまの部分、あるいは全体、今日の全体に関してご意見ございましたらよろしくお願いいたします。中山委員、お願いします。

(中山委員)

いまさらという怒られてしまうかもしれないんですけども、この9ページにございますA案、B案、C案で、先ほども職員の皆さんから聞くということで、大変、私もすばらしいことだと思うんですが。

もう既に実施していただいているということでは、私が忘れているんだと思うんですけども、その、まさに事業をしていただく県民の立場で、何が今、問題になっているのか、どうしたら利用しやすい組織、保健所になったり、地方事務所になったりという、その基本の基といいますか、そういった部分での課題が生かされてもののA案、B案、C案なんだというような、その基本の部分、これは検証した上で、あるいはそれが今、課題がどういふところにあるからこうなっているんだと。川の流れが、トップダウンでなくて、ボトムアップ型になるのがやっぱりいいだろうと思っているんですけども、そこら辺を生かされた上で、このA案、B案、C案の流れが出てきている、そんな理解でよろしいでしょうか。

(井出行政改革課長)

第1回の審議会でも、資料3-7ということで、県の組織を見直していく上での課題というものを設定をさせていただきました。今回の資料でいいますと、24ページからございます資料5の左上のところに、現状評価の視点と主な検討課題ということで、3所の関係でいうと右上にある1から7までということになるんですが、設定をさせていただいて検討をさせていただいてきております。

そうした中で、それぞれの課題を解決していく上でどういった組織がよいのだろうかという中から、先ほど9ページのA案、B案、C案というものを具体的な形として、検討材料の一つとして提示をさせていただいて議論をしていこうというふうに考えて、今、取り組んでいるところでございます。

(樋口会長)

よろしいでしょうか。

(中山委員)

そこがもう一度しっかり、私自身ももう一度、これ検証させていただいて、その上で、A案、B案、C案ということで理解を深めたいなというふうに思っています、使い勝手のいい部分、さりとて、今の流れの中で行政の改革を含めた、推進機構の見直しも含めた中身でやっていかなければいけないということですので、もう一度、資料を私自身が理解をさせていただきながら、このA案、B案、C案についてちょっと検討させていただきたいと思います。

(樋口会長)

ほかの委員の方、いかがでしょうか、ご発言。はい、お願いいたします。

(織委員)

織です。私自身は、地域振興局の創設に非常な期待をしていて、ぜひこれが実現するといいなというふうに思っております。それはやっぱり組織をいじる、変えるということが、人の意識を変えたり、業務の洗い出しをすることに最も効果的だと思うからです。

県の行う行政の中で、十分なノウハウや経験が集積されている現地機関の業務については、どんどん権限を移譲していただいて、余計な指揮命令、決裁などは省略をしていただきたいと思います。そうでないと、最小の人数で現在の行政サービスを維持していくことができないというふうに思うからです。

他方、新たな視点でチャレンジしていく業務とか、新たに生まれてくる課題については、地域振興局といった新しい組織で対応したらどうかというふうに、素人考えなんですが、思っております。この改革が成功するといいなと思っています。

(樋口会長)

ありがとうございます。三木委員、お願いいたします。

(三木委員)

今の織委員さんの意見、非常に重要なんですけれども、私、いつもこう考えているんです。組織をつくるのが目的ではなくて、組織を何のためにつくるかというのと、まずその組織をつくる前に組織自体を簡素化、業務自体を簡素化しなければいけないと思っているんですよ。行政の改革、パーキンソンの法則というのがあります、仕事はやめなくて人が増えるということになってしまうんです。

今ある自体、今ある、その仕事自体はできるだけなくしていくということが、私は今の行政にとっては非常に重要だと思っています。ですから、くどくなりますけれども、審議会ができたから、そのために何かを新しい組織をつくるということではなく、審議会ができ

たことによって今の業務自体をしっかりと見直したり、組織を見直して、よりよい組織なり業務運営にしていくということが、私は大事だというふうに思っております。

例えば、今日もお礼を言おうと思ったんですが、今までずっと、なかなか改正してもらえなかった農地の規制について改正をしてもらったわけなんです。そうしますと、市町村の行政も楽になりますし、県の仕事自体も減るんですね。そういう仕事のやり方自体を変えなければいけないと思います。

それからもう一つは、昨日たまたま知事をお願いして富士通へ行ったんですけども、これからはITを使って簡素化、効率化できることはITで簡素化する。一方、人がやらなければいけないところは行政がしっかりやっていくという、そういうような仕事自体の改善をこれからやっていく必要があるなというふうに思っております。以上です。

(樋口会長)

ありがとうございます。山田委員、お願いします。

(山田委員)

私も地方振興局のこの案はちょっと不勉強で、初めてといたしますか、こういう地域振興局という名称については黙認していたんですが、こういうことなのかということがわかったんですが。

職員の意見を聞くということは、とても私は一歩前進されたということで大変評価するところですが。地方といいますか、そこへ住んでいる、先ほど下條の伊藤村長さんがおっしゃられましたけれども、今の形で十分機能しているんだという声も片一方ではありまして、地方事務所という住民にとっては非常に身近な感覚で、響きとすれば、地方事務所へ行けば何とかかなるという、そういう間隔も片一方ではあるというふうに思いますが。

県民の意見というのはお聞きになられたんでしょうか。ちょっとこの点、先日もちょっとほかの件で、タウンミーティングにおかれまして皆さんからいろいろ、住民の皆さんからご意見もちょうだいをした経過もあるんですが。

こういうことというのは、やっぱり住民にとってどういう形がふさわしいかということをやっぱり、ここをきちんと足を地につけて考えなければいけないことだというふうに私は思うんですけども、その辺、どのように対応されているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

(井出行政改革課長)

県の組織を使っただけなのは県民の皆さんでございますし、また市町村ですとか、各種団体を初めとした、いろいろな関係を濃密に持っていらっしゃる団体の皆さんもいらっしゃると思います。そういった皆さんのご意見もお聞きしながら、この組織改正を進めていかなければいけないというふうに思っております。

まっさらで県の組織、どうしたらいいですかというような質問をしても、なかなかお答えをいただけるということが難しいだろうというふうに思っております、ある程度議論を進め、県として、こんな方向性で考えていったらどうだろうかというようなものが見出せる段階になって、こんな方向で具体化していきたいと思うんですがいかがですかという形で問いかけをし、お答えをいただくという手順を考えております。

例えばお一人お一人の県民のということであれば、パブリックコメントということになりますし、市町村ですとか各種団体の皆さんのご意見をということについては、文書なりで照会をさせていただくということを考えておりますが、今時点では、先ほど職員討議でAもBもCも、どれも検討例という段階でございますので、もう少し方向性を、絞る方向性になってきた段階で、そういった手順をとっていきたいというふうに考えております。

(樋口会長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか、はい、お願いいたします。

(才川委員)

すみません、少し戻ってしまうというか、本当に単純な質問なんですけれども。今回、試験研究機関のほうへ実際に視察させていただいて、本当に長野県にこれだけの研究機関が一つずつ、独立してしっかりしたものがあったんだということがわかったんですが。

今回のその組織改正の中には、この試験研究機関に関するものは、まだ青写真というか、そういったものは出てきてはいないんですけれども、この17ページの最後のところにもありますけれども、組織的統合とか効率的な組織体制のあり方を検討していくというのが出ていますが、こちらのほうに関しては、私たちは実際に視察はさせていただいたんですが、今後、これはどういった方向に行くのかを、少し教えていただければと思います。

(井出行政改革課長)

この件は、まさに私どもが県として審議会に諮問をさせていただいているということでございますので、視察をさせていただき、また直接ごらんになっていない試験場に関しても、視察をされた委員の皆さんのご意見を、今日は資料4の18ページ以下で配付をさせていただきました。委員の皆様のごほうでごらんいただきまして、この試験研究機関について、どういった点をこれから改めていく、見直していく必要があるかということ、まさにご議論いただきたいということでお願いをさせていただいているということでございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。お願いいたします、伊藤委員。

(伊藤委員)



今、研究機関の話が出ました。今の時代なかなか際立った成果を出すということは至難の業であります。その中で、例えばどこかで果物等をいただく事があり、おいしい味がすると評価させて頂くと、また、おいしい淡水魚等をいただいた折、それは長野県で品種改良された物ということが多いわけです。

出来上がった成果を当たり前のように評価するのではなく、その過程を人知れずの努力があったらこそと感謝することが多い訳です。

新しい組織を求める事も必要ですが、今日まで地道に努力され、成果を挙げている皆さんが更にやる気と生甲斐を持って取組むことが出来る組織となる様に望みます。

(樋口会長)

ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか、何かご発言があれば。はい、岡田委員、お願いします。

(岡田委員)

今の議論を聞いていて賛成です。行政の中に、先ほどご説明ありました、建設事務所あるいは保健所、保健福祉事務所など、専門の知識を持っている人がいる。専門職の人たちの意見も大きな意味を持つと思うので、ぜひ、その専門の人に大きな権限を与えることも大切なことだと思います。現場の技術職の先生方、あるいは医師の方から、行政の中でぜひ育ててほしい。そしていろいろな意見を皆さんと語り合いたい、検討したいということをよく聞くので、意見交換のあり方についても考えていただければ大変ありがたいと思います。

(樋口会長)

はい、ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。よろしいですか。

(三木委員)

ちょっと余談でいいですか。この間、お聞きしたんですけれども、福島って桃が有名なんです、福島県は。そして、あのほとんどが川中島白桃なんですね。それで福島の人に、この桃は何ですかというと、川中島白桃だと答えるんですけれども、その川中島ってどこにあるんですかというと、知らないというんです。そのくらいに果物の名前の影響というのは大きいんです。

長野県人も、多分、福島の桃が川中島白桃だと知っている人はほとんどいないと思いますよね。そのくらい、やっぱり長野県の農産物というのはすばらしいところだと思いますので、先ほど伊藤村長おっしゃったように、今あるものをもっともって県民の人に知ってもらうというのは大事だなと思います。ちょっと余談ですみません。

(樋口会長)

ありがとうございます。重要なお指摘だと思いますね。

それでは、予定の時間もそろそろまいりますので、よろしければ、本日の審議はこれで終了させていただきたいと思います。皆様、ご協力ありがとうございました。

### 3 その他

(事務局)

どうもありがとうございました。ここで事務局から連絡事項ございます。

次回の会議のスケジュールでございます。第5回目は1月28日木曜日、午後1時から県庁で開催したいと考えております。1時半から、すみません、1時半から開催させていただきます。1時半から県庁で開催したいと思います。よろしく願いいたします。

### 4 閉 会

(事務局)

それでは、以上をもちまして、第4回の審議会を閉会いたします。お忙しい中、長時間にわたりまして、ありがとうございました。